

6 不正行為の排除について

今般の工事の低入札価格調査制度の改正に伴い、調査基準価格を非公表、失格基準価格を事後公表、さらに両価格の算定方法については非公表の取り扱いとしています。

入札参加資格登録業者各位におかれましては、今後も引き続き、社内研修等の機会を通じ法令遵守の徹底をお願いします。

万が一、秘密情報の聞き出し行為が確認された場合には、以下の措置を行うこととなりますのでご承知ください。

<秘密情報の聞き出し行為に対する措置>

入札に係る秘密情報の聞き出し行為が確認された場合の対応として、新たに会津若松市工事指名競争入札参加者指名停止基準に規定した次の項目により指名停止措置を行います。

<指名停止事由>

入札契約に係る秘密情報について聞き出し行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められたとき。

<指名停止期間>

当該認定をした日から、24か月以内